

## 伊丹市上下水道局配水管受託工事取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、開発事業者等申請者（以下、「申請者」という。）からの依頼に対して、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が配水管を整備する受託工事の取扱について基準等の必要な事項を定めることにより、手続きの適正化に資するとともに公正な判断を担保することを目的とする。

### (受託工事の定義)

第2条 受託工事とは、申請者からの依頼に対して、局が配水管を新設、又は増径する配水管布設工事をいう。

### (受託工事の要件)

第3条 申請者からの依頼に対して、局が行う受託工事の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認定道路、又は認定道路になることが決定されている土地であること。
- (2) 申請のあった年度の予算の範囲内であること。
- (3) 局が受託する必要性があると認めたものであること。

### (工事費の負担)

第4条 申請者は、局が行う受託工事に充当するための工事費の一部を負担（以下、「工事負担金」という。）するものとする。

2 前項の工事負担金は、既設配水管の分岐から給水装置までの工事費に応じて、工事負担金算定基準に基づき算出した額の合計とする。

### (事前相談)

第5条 申請者は、局に配水管布設工事を依頼する場合は、余裕期間を設定した上で、局と事前相談を開始しなければならない。

2 余裕期間とは、事前相談から配水管布設工事申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）の提出までの期間とし、30日以上の日数を設けるものとする。

3 申請者は、局に対して、余裕期間中に第3条に規定する要件の

確認及び検討並びに工事の施行体制の整備等について相談するものとする。

(申請)

第6条 申請者は、前条第1項の事前相談により決定した内容に従い局に配水管布設工事を依頼する場合は、事前相談後、速やかに当該工事に係る申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、申請書によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 開発行為許可通知書(写)(ただし、伊丹市宅地開発等指導要綱第3条第3項に基づくものを除く。)

(2) 位置図

(3) 土地利用計画図

(4) 工程表

(5) その他局が必要とする書類

(申請書の承認)

第7条 局は、前条第2項の申請書を審査し、その内容が第3条に規定する要件を満たすと判断した場合は、申請書の提出日から14日以内に条件を付した配水管布設工事の申請に関する承認書(様式第2号。以下、「承認書」という。)を交付するものとする。

2 局は、前項に基づく審査により、その内容が第3条に規定する要件を満たさないと判断した場合は、申請書を返戻するものとする。

(通知書の発行)

第8条 局は、申請者に前条第1項の承認書を提出した場合は、承認書の提出日から14日以内に工事負担金に関する納入通知書(以下、「納入通知書」という。)を発行するものとする。

(工事負担金の納付)

第9条 申請者は、工事負担金を納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

2 申請者は、工事負担金を指定された期日までに納付しない場合は、第6条の申請を取り消したものとする。

3 申請者は、工事負担金を納付した場合は、速やかに局にその旨を口頭により通知しなければならない。

(工事の施行)

第10条 局は、工事負担金の納付を確認後、速やかに第6条の申請に関する受託工事の設計に着手するものとする。

2 局は、前項の設計完了後、工事を発注し、伊丹市上下水道局土木工事共通仕様書に基づき工事の施行を行わなければならない。

3 局は、納付確認から150日以内に同条第2項の工事を竣工し、申請者にその旨を配水管布設工事完了通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(工事負担金の清算)

第11条 工事負担金は、原則、清算しない。ただし、局が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関して、要綱に定めのないもの、又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。